

副

第24回黒潮町議会6月定例会会議録

平成30年6月7日 開会

平成30年6月14日 閉会

黒 潮 町 議 会

黒潮町議会 6 月定例会会議状況

月 日	曜日	会 議	行 事
6 月 7 日	木	本会議	開会・会期の決定・提案理由の説明・質疑・ 委員会付託・委員会
6 月 8 日	金	休 会	委員会
6 月 9 日	土	休 会	休 会
6 月 10 日	日	休 会	休 会
6 月 11 日	月	休 会	委員会
6 月 12 日	火	本会議	一般質問
6 月 13 日	水	本会議	一般質問
6 月 14 日	木	本会議	一般質問・委員長報告・ 委員長報告に対する質疑、討論・採決・閉会

黒潮町告示第 66 号

平成 30 年 6 月第 24 回黒潮町議会定例会を次のとおり招集する。

平成 30 年 5 月 31 日

黒潮町長 大 西 勝 也

記

1 期	日	平成 30 年 6 月 7 日
2 場	所	黒潮町本庁舎 3 階 議会議事堂

平成30年6月7日(木曜日)

(会議第1日目)

応招議員

1番	坂本あや	2番	濱村博	3番	藤本岩義
4番	矢野昭三	5番	澳本哲也	6番	宮川徳光
7番	小永正裕	8番	中島一郎	9番	宮地葉子
10番	森治史	11番	池内弘道	12番	浅野修一
13番	小松孝年	14番	山崎正男		

不応招議員

なし

出席議員

応招議員に同じ

欠席議員

なし

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町長	大西勝也	副町長	松田春喜
町参事	北岸英敏	総務課長	宮川茂俊
情報防災課長	徳廣誠司	税務課長兼住民課長	尾崎憲二
健康福祉課長	川村一秋	農業振興課長	宮地丈夫
まちづくり課長	金子伸	産業推進室長	門田政史
地域住民課長	矢野雅彦	海洋森林課長	今西文明
建設課長	森田貞男	会計管理者	小橋智恵美
教育長	畦地和也	教育次長	藤本浩之

本会議に職務のため出席した者

議会事務局長 小橋和彦

書記 山崎あゆみ

議長は会議録署名議員に次の二人を指名した。

9番 宮地葉子

10番 森治史

議事日程第1号

平成30年6月7日 9時00分 開議

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 議案第5号から議案第12号まで

(提案理由の説明・質疑・委員会付託)

●町長から提出された議案

- 議案第 5 号 専決処分の承認を求めることについて
(平成 30 年度黒潮町国民健康保険事業特別会計補正予算)
- 議案第 6 号 黒潮町行政組織条例の一部を改正する条例について
- 議案第 7 号 黒潮町税条例の一部を改正する条例について
- 議案第 8 号 黒潮町いじめ問題対策連絡協議会等設置条例の一部を改正する条例について
- 議案第 9 号 黒潮町宮拳ノ川若者住宅の設置及び管理に関する条例の制定について
- 議案第 10 号 黒潮町宮川奨学資金基金条例の一部を改正する条例について
- 議案第 11 号 平成 30 年度黒潮町一般会計補正予算について
- 議案第 12 号 黒潮町小型動力ポンプ積載車両購入(鈴分団)の物品売買契約の締結について

●委員会に付託した陳情・要請・請願

- 陳情第 35 号 日本政府に核兵器禁止条約の批准を求める意見書の陳情書
- 陳情第 36 号 「国一律の最低賃金制度の確立と最低賃金の大幅引き上げによる地域活性化、
そしてそれを可能にする中小企業支援策拡充を求める意見書」の採択を求める陳情
- 陳情第 37 号 義務・高校標準法を改正し、抜本的な教職員定数増を求める陳情書
- 陳情第 38 号 「国の責任による 35 人以下学級の前進」を求める陳情書
- 陳情第 39 号 国の教育予算を増やして「高校無償化」を復活し、給付制奨学金制度の確立を求める陳情書
- 陳情第 40 号 「大学生への給付奨学金制度の拡充」を求める陳情書
- 陳情第 41 号 特別支援学校の設置基準の設定、及び、特別支援学級の学級編制標準の改善を求める陳情書
- 陳情第 42 号 「給食費の無償化」をもとめる陳情書

議 事 の 経 過

平成30年6月7日
午前9時00分 開会

議長（山崎正男君）

おはようございます。

ただ今から、平成30年6月第24回黒潮町議会定例会を開会します。

これから、本日の会議を開きます。

これより、日程に従い会議を進めますので、よろしくお願い致します。

諸般の報告をします。

初めに、報告第4号から第11号までが町長から、報告第12号から第16号までが監査委員から提出されました。

議席に配付していますので、ご確認願います。

次に、本日までに受理しました陳情書は、議席に配付をしております文書表のとおりです。

陳情第35号から第42号までを総務教育常任委員会に付託します。

次に、議長の行動報告書につきましては議席に、また、町長の行動報告書につきましては、全員協議会でそれぞれ配付をしておりますので、これをもって報告に代えさせていただきます。

これで、諸般の報告を終わります。

町長から発言を求められております。

これを許します。

町長。

町長（大西勝也君）

おはようございます。

本日は、平成30年6月第24回黒潮町議会定例会を招集させていただきましたところ、何かとご多用のところ、全員のご出席を賜りまして誠にありがとうございます。

ここで、3月定例議会以降の主なものにつきまして行政報告をさせていただきます。

まず、黒潮町戦没者追悼式についてご報告させていただきます。

去る3月24日に、会場でありますふるさと総合センターにおきまして、ご遺族の皆さまやご来賓の皆さま、黒潮町議会の皆さまなど、約130名のご参列をいただき、先の大戦における黒潮町内864名の戦没者の皆さまに追悼の誠をささげたところです。

また、黒潮町議会議長、高知県知事代理者、ご遺族代表の方が追悼の辞を述べ、参列者による献花が行われるなど、厳粛な雰囲気の中で恒久平和への誓いを新たにいたしましたところでございます。

次に、平成29年度普通会計等の決算決算見込の概要について報告させていただきます。

平成29年度普通会計の決算は、積極予算の中でも財政健全化に努めた結果、歳入から歳出を単純に差し引いた形式収支が約1億6,800万円となる見込みでして、このうち繰越財源の約5,700万円を差し引いた実質収支は、1億1,100万円程度の黒字となる見込みでございます。

次に、他の特別会計の決算ですが、国民健康保険事業特別会計につきましては約1,800万円の赤字となる見込みでございます。このことから、昨年度に引き続き繰上充用を行う補正予算を5月30日付で専決処分し、今議会で承認をいただくことと致しております。

他の特別会計は、すべて黒字決算となる見込みでございます。

平成29年度決算により、津波避難タワー整備事業や佐賀保育所移転事業、庁舎建設事業などの大型事業が終了を致しました。しかしながら、併せて起債残高が大幅に増加をしております。今後の地方交付税の減額も含め赤字財政とならないよう、今まで以上に慎重な財政運営を心掛けていかなければならないと考えております。

次に、新庁舎の落成記念式典および落成祝賀会について報告させていただきます。

新庁舎の移転につきましては、今年1月9日から供用を開始し、これまで新庁舎で業務の推進を行ってまいりましたが、去る6月3日に黒潮町新庁舎落成記念式典および落成祝賀会を行い、高知県知事をはじめ高知県選出の国会議員の皆さま、高知県議会議員、黒潮町選出の高知県議会議員、県民市町村の市町村長および議会議員の皆さま、黒潮町議会議員をはじめ町議会議員の皆さま、各地域の区長さまや工事関係者、ならびに黒潮町内の各団体の代表者の皆さまなど、数多くのご来賓の皆さまにお越しいただき、盛大に開催することができました。

皆さま方にご臨席を賜り、落成記念式典を盛り上げていただき、この場をお借りしまして感謝を申し上げる次第です。

式典では来賓の皆さまにご祝辞を賜りますとともに、落成イベントとして、テープカットのほか、町内にある高等学校から小学校までの代表者11名によるくす玉割りを行っていただき、新庁舎の門出を若い力で祝っていただきました。

また、幡多舞人の皆さまの鳴子踊りや、佐賀中学校、大方中学校合同の吹奏楽部の皆さまには会場を明るいきれな雰囲気に盛り上げていただき、式典に花をお添えいただいたところです。

祝賀式典におきましても、集落活動センターであいの里蜷川に料理を作っていただくなど、オール黒潮で対応した中で172名の皆さまにご出席をいただき、盛大に祝うことができました。

無事、新庁舎の落成記念式典および落成祝賀会が開催することができましたのも、議員の皆さまをはじめご協力を賜りました関係者の皆さまのご協力の賜物であり、関係者全員に、あらためてこの場をお借りしお礼を申し上げます。

今後は、新庁舎完成を契機に職員全員が一丸となり、これまで以上に質の高い行政サービスの提供を行い、住民の皆さまの暮らしや健康を守るとともに、安心して暮らせるまちづくりに努めてまいりたいと思います。

以上、行政報告とさせていただきます。

引き続き、平成30年度一般会計および特別会計当初予算案につきましては、本年3月の第22回議会定例会でご審議いただき、併せてご承認をいただいたところではございますが、4月に町長選挙が予定されていたため、一部の政策的経費を除いた骨格予算とさせていただきます。そこで、本議会で肉付け予算を計上させていただきますとともに、今年度の町政運営の基本方針および主要施策について、その概要を説明し施政方針ならびに所信を申し上げます。

平成28年8月に着工致しました黒潮町役場本庁舎が昨年の11月に完成し、本年1月より新庁舎にて業務を開始できるようになりました。平成24年3月末に、内閣府より南海トラフ地震に係る津波の新想定が公表されて以降、庁舎の移転先の選定や移転費用の確保、また利便性が低下することへの住民合意の形成など、多くの課題に住民の皆さま方とともに考え、乗り越えてまいりました。行政サービスの新たな拠点としてだけでなく、防災の拠点として、また地域コミュニティーの拠点としてご活用いただくとともに、住民の皆さま方が訪れやすく、また利用されやすいよう、空間的にも情報的にも開かれた庁舎として、職員一同住民サービスの向上に努めていく必要があります。

本庁舎の高台移転とともに、本年4月より佐賀保育所の津波浸水区域外への移転が完了し、緊急性を持って

取り組んでまいりました南海地震関連の施設整備のうち、当初より予定をしていたものはおおそ完成を致しました。まだ残っているハード整備もございますが、今後は各種計画の策定や避難訓練の内容の工夫など、ソフト面を中心に防災対策を行っていく必要があります。

本年4月に高知県より公表されました平成27年度高知県県民経済計算の概要によると、高知県の平成27年度の経済状況は、日本経済の回復にも後押しを受け、高知県産業振興計画の成果等により、名目成長率は前年度比3.0パーセントの増、実質成長率は前年度比1.4パーセントの増となっております。一人当たりの県民所得も253万2,000円で前年度比4.5パーセントの増となっており、各指標ともに国における指標を上回る増加率となりました。

また、一人当たりの所得を全国と比較してみますと、10年前の平成18年度では県民所得は国民所得の75.3パーセントしかありませんでしたが、それ以降右肩上がり続け、平成27年度には82.8パーセントまで上昇しており、徐々に全国との差が縮まってきております。

昨年5月に高知県より公表されました平成26年度市町村経済統計の概要によると、本町の平成26年度の総生産額は建設業を中心として第二次産業が大きな伸びを示しており、平成25年度に引き続き、0.9パーセントのプラス成長となっております。

また、市町村課税状況等の調べによれば、本町の市町村民税の課税に係る総所得金額ベースにおいても平成25年度から平成29年度の5年間で1.4パーセントの増、納税義務者一人当たり換算すると2.8パーセントの増となっております。

このように、本町の各種計画に基づく産業振興は、アベノミクスや県の産業振興計画も相まって着実に成果を出してきており、その成果を継続し拡大していくための施策の展開が必要です。

総務省が公表しております、住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数によりますと、近年、本町の人口は若年層を中心として毎年約2パーセントずつ減少致しております。また、平成29年1月1日現在の本町の高齢化率は41.7パーセントとなっており、全国平均の26.8パーセントのみならず、高知県の33.1パーセントを大きく上回る状況となっております。

このように人口減少と高齢化が進む中で、地域の活力低下を避けるために、引き続き人口減少対策を講じる必要があります。また、長寿社会の中で、高齢者が心身ともに健康で、地域の中で活躍できるよう、体制づくりを図っていく必要があります。

以上の点を踏まえ、平成30年度の予算編成に当たりましては、各次産業従事者の所得向上の取り組みへの支援、一次産業の新規分野開拓への支援、移住者支援施策の着実な実行、切れ目のない子育て支援、地域での健康づくりと健康寿命延伸の取り組み、ソフト面を中心とした防災対策の充実、地域とともに生きる力をはぐくむ教育の充実の7点を重点項目とし、3月提案の骨格予算と今回提案の肉付け予算の2度に分けての予算編成となりました。

本町の財政状況は、平成28年度決算で地方公共団体が通常水準の行政活動を行う上で必要な一般財源の大きさを表す標準財政規模は51億1,149万4,000円、地方公共団体の財政力の強さを表す財政力指数は0.20、標準財政規模に対する実質収支の割合を表す実質収支比率は2.8パーセントとなっております。平成28年度決算で普通会計歳入決算額は115億5,941万2,000円、歳出決算額は112億7,025万9,000円で、実質収支が1億4,304万5,000円の黒字、経常収支比率は92.5パーセントとなっております。

財政健全化判断基準に基づく4指標のうち実質公債費比率は6.5パーセント、将来負担比率はマイナス15.6パーセント、実質赤字比率および連結実質赤字比率はともに黒字で、公営企業に係る資金不足比率を含め、早期健全化基準、財政再生基準を下回っております。また、平成28年度決算での地方債残高は135億5,498万

4,000円、積立金現在高は58億6,773万2,000円となりました。

今議会に提案させていただきます肉付け予算後の予算の概要は、一般会計予算が101億2,893万9,000円で、昨年度の6月議会後予算と比較致しますと9.8パーセント、10億9,823万5,000円の減額となっております。12特別会計を一般会計に加え重複分を除いた純計額は135億4,297万3,000円で、前年度比10.3パーセント、額にして15億5,456万7,000円の減となっております。

一般会計の歳出を性質別で見ますと、義務的経費のうち人件費は、職員数の増などにより前年度比2.1パーセント、3,105万5,000円の増、扶助費は児童手当の減などにより、前年度比0.1パーセント、222万9,000円の減、公債費は平成29年度に行った繰上償還予算が皆減となったことにより、前年度比39.9パーセント、8億5,569万5,000円の減となっており、義務的経費全体では19.6パーセント、8億2,686万9,000円の減となっております。

投資的経費は、継続事業であります道路新設改良事業や都市防災総合推進事業、入野小学校校舎改修事業の本体工事の実施、新規事業と致しまして田野浦地区漁業集落環境整備事業、公営住宅建設事業の開始などにより、前年度比25.4パーセント、4億5,147万6,000円の増となっております。その他の経費のうち物件費は、新庁舎移転に伴う備品購入費の減や、地籍調査委託の減などにより、前年度比9.6パーセント、1億6,667万2,000円の減に、補助費等は水道事業特別会計繰出金や幡多広域市町村圏事務組合清掃費負担金の減、木造住宅耐震改修補助金の性質別分析の変更などにより、前年度比16.9パーセント、2億7,963万9,000円の減に、積立金は県の津波避難対策等加速化臨時交付金が2年間での分割交付になったことなどにより、前年度比29.8パーセント、1億9,656万9,000円の減などとなっております、総額で前年度比13.8パーセント、7億2,284万2,000円の減となりました。

次に、歳入は、自主財源のうち町税は平成29年度の調定見込額より前年度比0.2パーセント減の8億2,408万8,000円を、繰入金は地方債の繰上償還のための取り崩しがなくなったことにより、前年度比50.3パーセント減の9億3,720万7,000円を見込みました。

また、寄附金はふるさと納税寄附金でポータルサイトの増加やPR活動の強化などによる増を見込み、前年度比24.8パーセント増の2億5,185万5,000円としております。

依存財源のうち地方交付税は、合併算定替えや歳出特別枠の廃止などにより前年度比4.9パーセント減の39億円を、国庫支出金は防災拠点建築物耐震事業の増などによる住宅・建築物安全ストック形成事業費補助金の増や、入野小学校校舎改修事業の本体工事の開始に伴う学校施設環境改善交付金の増などにより14.5パーセント増の9億8,110万7,000円を、県支出金は2カ年での分割交付による津波避難対策等加速化臨時交付金の減や、事業費の減に伴う園芸用ハウス整備事業費補助金や地籍調査事業費補助金の減などにより、前年度比27.8パーセント減の9億8,900万8,000円を見込みました。

また、地方債は普通建設事業の増に伴い、前年度比21.7パーセント増の13億8,940万円を計画致しました。

続いて、各種施策について申し上げます。

まず、農業の振興について申し上げます。

本町の基幹産業の一つであります農業においても高齢化の波は及んでおり、近い将来における大量離農が現実的な問題となっております。産業として農業を維持していくために農家数の確保は大きな課題であり、農業を魅力的な職業へと広く周知していくためにも、農業所得の向上に行政課題として取り組んでいく必要があります。

そこで、6月議会での追加提案となりますが、高収益作物でありますグリーンレモンの産地化を目指し、施設レモン産地化支援事業を本年度より行うことと致しております。また、引き続き園芸用ハウス整備事業や環

境制御技術導入加速化事業などにより収益拡大の取り組みを支援してまいります。

そのほかにも、新規就農推進事業や農業次世代人材投資資金経営開始型などにより新規就農者の支援を行ってまいります。

次に、林業の振興について申し上げます。

本町の土地面積の約80パーセントを山林が占めており、そのうち約60パーセントが人工林となっております。過去大きく植林が進められましたが、近年の木材価格の低迷により、多くの山林が適切に管理されることなく現在に至っております。山林を有効活用し林業振興を展開していくためにも、森林組合との協働は必要不可欠です。引き続き、森林組合の施業支援のための造林事業補助金や雇用支援の緑の雇用補助金などに取り組んでまいります。

また、イノシシやシカなどによる農作物等への被害を防ぐための有害鳥獣捕獲報奨金なども引き続き行うことと致しております。

次に、水産業の振興について申し上げます。

漁業は本町の主要産業の一つであります。特にカツオ一本釣り漁は全国に名をとどろかせており、本町はカツオの町としても有名です。近年、カツオ資源の減少がいわれ、水揚げ量も大きく落ち込んでおります。昨年は豊漁とは言われましたが、それでも佐賀漁港の水揚げ量は大きくは伸びておりません。

そこで、カツオ水揚げ誘致として、カツオ水揚げ促進事業補助金や佐賀漁港活餌事業補助金などに引き続き取り組んでまいります。

また、カツオ資源の恒久的な回復に向けて、高知カツオ県民会議に結集し、施策提言や情報発信を行ってまいります。

カツオ漁だけでなく、近海の恵みを生かした漁の強化も必要でございます。平成29年度は伊勢エビ漁の拡大に向け、漁礁設置などの実証実験に取り組んできたところです。引き続き効果検証を行いながら、中期計画の策定を行うことと致しております。

また、チャレンジにはリスクが付いて回ります。そのリスクを低減することを目的として、新たな漁法や漁具等を先駆的に導入する場合に支援する新漁業等挑戦促進事業補助金を補正予算で追加計上させていただきました。

次に、商工業の振興について申し上げます。

本町は四万十市と四万十町の東西2つの商業圏に挟まれ、消費活動が町外へ流出する中で、商業の未来像を描き、施策の方向性を決めるため、町内の調査分析を昨年度より行っているところです。その分析結果は本年度中ということになりますが、総合的な商業政策の立案による事業者への恩恵は一般消費者にも波及するものであり、高齢化が進む中で近隣から商店がなくなり買い物難民が発生しないよう、店舗の存続について取り組んでいく必要があります。そのために、引き続き地域商品券発行委員会補助金などにより町内での消費喚起に努めてまいります。

また、昨年度より開始致しました中小企業融資保証料補給や中小企業等融資利子補給などとともに、経営支援会議を通じての事業者への支援を引き続き行っていくことと致しております。

また、高規格道路の拳ノ川インターや佐賀インターまでの延伸に伴う起終点効果を見越し、平成30年度より黒潮町の組織を改変し、商工業政策部門を佐賀支所の海洋森林課内に変更致しました。限られた行政資源の中で最大限効果が発揮できるよう、施策を展開してまいりたいと考えております。

次に、観光・スポーツ振興について申し上げます。

本町が所有致します大方球場と県施設のサッカー場やテニスコートなどを資源として行ってまいりましたス

スポーツツーリズムは大きな成果を挙げており、スポーツツーリズムによる宿泊者数は平成23年度の357名から、昨年度では1万1,821名と、実に33倍もの伸びとなりました。引き続きスポーツツーリズムを拡大していくためにも既存スキームのブラッシュアップだけではなく、新たな種目による顧客の開拓が必要となってまいります。

そこで、既存施設でありますゴルフ場事業者などと連携しながら、誘致の拡大とリピーターの増加を目指してまいります。なお、本年度より、スポーツツーリズムのさらなる拡大と一般観光客の増加を目指して組織の改変を行い、観光行政のみを行う部署を新設致しました。

次に、町外の市場を開拓し外商強化を図るについて申し上げます。

町外の需要を取り込むために行ってまいりましたふるさと納税は、昨年度は約2億円となっており、平成28年度より約5,000万円増加致しました。寄附金に対する返礼品につきましては、総務省の指導にのっとり、町内の産品を厳選しお贈りをしているところです。外商強化のためにもふるさと納税による返礼制度を活用し、町内の産品を掘り起こしながら黒潮ブランドを高めていく必要がございます。

そのために、平成30年度は2億5,000万円の寄附金（獲得）を目指して、掲載しておりますポータルサイト数の増加やウェブ広告の拡充などによる予算を計上させていただいております。

また、黒潮町産品の販路拡大につきましては、黒潮町缶詰製作所と連携しながら取り組んでまいります。

次に、移住の促進について申し上げます。

まち・ひと・しごと創生人口ビジョンに示した、2060年に人口6,800人を維持していくためには、外部から人を呼び込むことにより、人口の社会減を徐々に減らしながら、流出入の均衡を図っていく必要があります。高知県が公表しております高知県推計人口によれば、本町の直近5カ年の社会増減は、内閣府より南海トラフ沖地震の新想定が出されて実質的な翌年に当たります平成25年度の104人の社会減を最大として減少幅を増減させながら、平成29年度には52人の社会減となっております。このように、これまでの防災・減災の取り組みにより震災前過疎からの脱却に向けて徐々に成果が出てきております。この数をさらに減らしていくためには、移住のハードルを下げるための各種の取り組みが必要です。

そこで、平成30年度からは高知市を中心とした連携中枢都市圏構想の中で、新たに2段階移住による移住者の確保および発掘の取り組みを進めていくこととしております。

また、本町の産業部門とも連携しながら移住フェア等により、本町の魅力の発信や移住希望者のさらなる掘り起こしなどに努めてまいります。

次に、定住の促進について申し上げます。

移住者の増加の取り組みと併せて、黒潮町内に居続けてもらう定住の取り組みも重要です。本町では、低廉で清潔な住居を提供することと、空き家の増加による地域力と防災力の低下を防ぐことを目的とし、居住者が不在となった家を町が借り上げ、移住者の住宅として貸し出しをする定住促進住宅事業を行ってきたところで、平成29年度中に7戸の住宅の整備が完了し、平成30年度より貸し出しに供することができるようになりました。

また、本議会での条例改正提案となりますが、拳ノ川地区の特定優良賃貸住宅を若者住宅に変更し、月額使用料を引き下げることにより定住の促進を図ることとしております。定住のためには住環境の整備だけでなく、産業政策による就労の場の確保も必要です。本町の主要産業であります第一次産業での就労支援のみでなく、黒潮町缶詰製作所を含めた第二次産業などで就労拡大を含め施策の展開を図ってまいります。

次に、交流活動の支援・維持について申し上げます。

未婚化、晩婚化の進展は出生率の低下に結び付いており、自然減からの回復に向けては早期に結婚できる環

境の整備が必要です。行政でできることに限りはございますが、そのための一つとして出会いの場の創出に取り組んでまいります。昨年度より始めました幡多管内市町村での婚活イベントについて、引き続き行うことと致しております。

また、町独自の取り組みと致しましての映画祭も、平成 29 年度とは時期を変更しての開催を予定しております。

次に、妊娠・出産及び子どもの健康のための環境整備について申し上げます。

先進国病とも呼ばれる合計特殊出生率の低下により、わが国では少子高齢化が進んでまいりました。昭和 50 年に 2.0 を下回ってからは下降曲線を描き、平成 18 年には 1.32 まで下がっております。しかしながら、それ以降は緩やかながらも上昇曲線を描き、平成 28 年には 1.44 まで回復をしてきております。

本町の平成 20 年から平成 24 年の平均合計特殊出生率は 1.43 で、平成 32 年には 1.64 にまで引き上げることを目標としております。目標値を達成するためには、住宅支援や就労支援はもちろんのこと、妊産婦に対する支援も重要です。妊産婦や乳児に対する健康診査等を引き続き実施しながら、乳幼児医療費助成や義務教育期間の医療費助成などにより医療面からの子育て支援を行ってまいります。

次に、子育て支援策の充実について申し上げます。

厚生労働省の公表数値によりますと、平成 27 年度の都道府県別の女性の生産年齢人口の労働力率は高知県は 72.1 パーセントとなっており、全国平均の 67.3 パーセントを大きく上回っております。女性労働力率上位の都道府県を見ますと、東北や北陸、九州地方などとなっており、所得水準との相関が見取れます。このように共稼ぎの多い本県において、保育行政の重要性は言うまでもなく、子育て支援が生活支援にもつながってまいります。

このような状況を踏まえ、本町では保育所における 0 歳児保育の実施や延長保育の実施に取り組んでまいりました。また、小学生を対象としましては放課後子ども教室を実施し、放課後の子どもたちの居場所づくりを行ってきたところです。このように、子どもたちを保育する環境はハード面を含めて整備を行ってまいりました。平成 30 年度からは保育現場の知見を取り入れるため、就学前教育係の係長職に現役保育士を配置致しました。保育行政をさらに深化させ、ソフト部門の充実を図るための施策を検討してまいります。

次に、小さな拠点の開設・強化について申し上げます。

県の施策と連動して行ってまいりました集落活動センターも、本年中のかきせの開所により 4 カ所目となります。また、あったかふれあいセンターも現在 4 カ所で開所しており、それぞれが地域の拠点として有機的に機能しているところです。

本年度につきましても、各施設の運営費用を予算計上させていただきました。本町におけるあったかふれあいセンターの 6 ブロック構想に基づき、未設置地域での開所について、今後地域で議論を深めていくことと致しております。

次に、健康増進の強化について申し上げます。

高齢化が進展する中、全国に先駆けて肩車型社会に突入しつつある本町におきまして、地域社会の中心は高齢者が担っており、健康寿命の延伸は喫緊の課題となっております。元気で長生きをするためには、疾病の早期発見、早期治療が重要です。本町の国保事業における特定健診受診率は平成 25 年度には 37.0 パーセントでしたが、その後の受診勧奨の電話連絡や、実施時期の変更、受診会場の一部自由化などにより、平成 29 年度の速報値では 42.4 パーセントまで上昇を致しました。平成 31 年度に 48.0 パーセントの受診率を目指しており、このためには今まで以上の取り組みが必要です。国保加入者は第一産業従事者が多いため、今年度より農業事業者への町からの補助金申請に対して特定健診の受診を義務付けることと致しました。また、若年時からの健

診の習慣化を図るため、20代から30代の国保加入者の特定健診受診について補助を行うこととさせていただきます。

次に、地域ぐるみによる安全・安心のまちづくりについて申し上げます。

本町の津波防災に対する取り組みは、全国的にも高い評価を受けており、昨年度は黒潮町民の取り組みに対して濱口梧陵国際賞を頂きました。それぞれの地域のリーダーの先導の下、地区ごとにそれぞれ独自色を持った取り組みを行っていただいております、お互いに影響し合いながら取り組みが進化してきているところです。フロントランナーとしての自負を持ち、引き続き津波防災に取り組んでいく必要があります。

一方で、災害は地震津波だけではなく、本町は山林面積が広く、急な斜面の間近に多くの民家が建築をされております。また、土砂災害危険箇所や土砂災害警戒区域が多数存在を致しております。

そのような状況を踏まえ、土砂災害に対する備えも大変重要です。昨年度は学校教育の中で土砂災害について啓発等に取り組んでまいりましたが、本年度より一般住民を対象とした施策を展開することと致しております。まず、蛸瀬川流域の3地区をモデル地区に指定し、土砂災害に対する防災意識を高めしていくための事業実施を予定しております。

また、これまで皆さまにご協力いただきながら取り組んでまいりました避難道の整備につきましては、本年度予算分で、当初計画をしておりました箇所がすべて完了することとなります。

住みやすいまちの推進について申し上げます。

地方において住みやすいまちとは、隣近所が助け合うことができる人間関係が整った、地域コミュニティーの充実したまちのことです。高齢化と人口減少により、地域活動の担い手が減少し地域の活力も低下しつつありましたが、近年行ってまいりました防災への取り組みによって、地域は徐々に活性化を始めております。立ち向かうべき困難は大きいですが、笑って立ち向かえるまちを目指し、引き続き地域維持活性化交付金やコミュニティー助成事業などにより地域への支援を行ってまいります。

また、地域担当職員制による防災の取り組みを継続することにより、自主防災組織活動からの地域の活性化を図ってまいります。

社会基盤の整備としましては、引き続き、町道大井川馬荷線や町道湊川線、町道拳ノ川若山線などの整備を予定しております。

また、6月議会での提案となりますが、老朽化致しております大方地域の町営住宅の高台移転に係る費用を計上させていただきました。

平成29年2月、第I期黒潮町教育振興基本計画の中間見直しを行いました。基本計画では、基本目標を就学前教育の充実、生きる力の確実な育成、命の教育を基本に、社会に貢献する児童生徒の育成、教職員の資質・指導力の向上、チーム学校の構築、食育教育の推進、未来を保障する教育の確立・豊かな人権文化の創造、社会教育の充実、学校と地域の連携・協働、文化の振興、青少年健全育成活動の推進、国際化社会への対応としており、その基本計画に基づき政策を展開しているところです。

平成30年度から、地域に誇りと愛着を持ち、それを継承し発展させることができる人材を育成するために、ふるさと・キャリア教育を行うこととしており、まず初めとして、佐賀中学校と大方中学校でそれぞれ取り組んでいくことを計画しております。

また、学校施設の大規模改修としては最後となります、入野小学校校舎改修事業の本体工事の予算を計上させていただきました。

公共交通におきましては、本年度中の新庁舎への東側に接続する国道56号線の供用開始に併せ、幹線および枝線を運行するバスの路線変更を行うとともに、入野市街地交通および佐賀市街地交通の実証運行を行うこと

と致しております。

また、中山間地域を運行する枝線については、かきせ地域の定時型デマンドバスの実証運行を開始し、平成31年度には湊川地域および蜷川地域の実証運行を計画しております。

運賃低廉化につきましては、100円運賃の実証試験をしている川奥佐賀線では利用者が増加しており、今年度も引き続き実施をまいります。

全国の市町村で導入が検討されております地域包括ケアシステムについて、本町においても構築を図っていかなければなりません。あつたかふれあいセンターを中心に、保健、予防の取り組みを強化、充実させ、健康寿命を延伸することで住み慣れた地域で希望する暮らしを続けていく黒潮町版地域包括ケアシステムを構築してまいります。その一環として、本年度からの新しい取り組みとして、あつたかふれあいセンターに医師を派遣していただき、医療行為とならない範囲で健康相談を受けられる仕組みを導入させていただくことと致しました。

肉付け予算後の金額を当初予算として考えますと、前回の骨格予算であった平成26年度以降、5年連続で当初予算が100億円超えとなりました。この中には、ふるさと納税に係る経費や、子ども子育て支援制度による保育給付、県の交付金を償還財源とした公債費など、5年前と比較すると、制度面での拡充による経費や充当財源のある経費などの増があるため、単純に並べるのは不適當な面もございますが、当町の標準財政規模の約50億円を大幅に超過していることに間違いはありません。

予算の肥大化は、スピード感を持って防災関連事業を行ってきたことによるものであり、多くの経済波及効果も生み出してまいりました。しかしながら、地方交付税の減額が始まり、労働力人口の減少により地方税の減少が想定される中で、ここ数年間行ってきたような多額な予算計上は間もなくできなくなります。そのような中で、どのような事業に予算や人員などの資源を優先的に配分するのか、今まで以上に熟慮を重ねて決定していく必要があります。

本年、黒潮町総合戦略を策定致しました。これは黒潮町総合振興計画が終了したことに伴い、新たにまち・ひと・しごと創生総合戦略を軸として福祉、教育、防災を加えた、本町の政策全般にまたがる大戦略として策定をしたものです。これからはこの総合戦略に基づき、事業のPDCAサイクルによる不断の見直しを行いながら行政サービスの向上を図っていく必要があります。

本町は2060年に6,800人の人口を維持することを目標としております。そのためには施策の総動員が必要です。しかしながら、決して不可能な目標ではありません。防災の取り組みと同じように、住民と行政が一体となり取り組んでいくことで目標は達成できるものと確信を致しております。

6月3日に開催を致しました黒潮町本庁舎落成記念式典は、多数の皆さまにご出席を賜り、盛大に開催することができました。この場をお借りし、あらためてお礼を申し上げます。また、祝賀会では、集落活動センターであいの里蜷川の皆さまに賄いをさせていただきました。その賄いにつき、出席された方々から大変な好評を得ることができました。このように、それぞれの地域にはあまたの資源が眠っております。その資源に光を当てることにより、それぞれの地域が生き生きと映し出され、すべての地域が主役になる、本町のまちづくりはそのようであるべきだと考えております。

最後になりますが、黒潮町のさらなる発展に向け、議員各位をはじめ、町民の皆さま方より一層のご理解とご協力をお願い申し上げ、私の平成30年度の施政方針ならびに所信表明とさせていただきます。

議長（山崎正男君）

これで、町長の発言を終わります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第 125 条の規定によって、9 番宮地葉子君、10 番森治史君を指名します。

日程第 2、会期の決定の件を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から 6 月 14 日までの 8 日間にしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認めます。

従って、会期は本日から 6 月 14 日までの 8 日間に決定しました。

日程第 3、議案第 5 号、専決処分の承認を求めることについて（平成 30 年度黒潮町国民健康保険事業特別会計補正予算）から、議案第 12 号、黒潮町小型動力ポンプ積載車両購入（鈴分団）の物品売買契約の締結についてまでを一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

町長（大西勝也君）

それでは、平成 30 年 6 月第 24 回黒潮町議会定例会に提案させていただきます議案について説明させていただきます。

今議会に提案させていただきます議案は、議案第 5 号、専決処分の承認を求めることについてから、議案第 12 号、黒潮町小型動力ポンプ積載車両購入（鈴分団）の物品売買契約の締結についてまでの 8 議案でございます。

提案させていただきます議案の内訳は、条例の制定が 1 件、条例の一部改正が 4 件、物品の売買契約の締結が 1 件、専決処分の承認を含めた補正予算が 2 件となっております。

まず、議案第 5 号、専決処分の承認を求めることについて説明させていただきます。

この専決処分につきましては、平成 29 年度の国民健康保険事業特別会計決算見込で、歳入が歳出に対し約 1,813 万 7,000 円の不足が生じることから、地方自治法施行令第 166 条の 2 の規定により、平成 30 年度国民健康保険事業特別会計予算からの繰上充用を行うことと致しました。

よって、地方自治法 179 条第 1 項の規定に基づき専決処分を行いましたので、同条第 3 項の規定により報告させていただきますとともに、議会の承認を求めるとでございます。

本会計の単年度のみ收支につきましては、地方消費税交付金の充当分 6,000 万円の法定外の繰入金を含め約 8,914 万 3,000 円の黒字を計上したことにより、累積赤字を約 1 億 728 万 1,000 円から 1,813 万 7,000 円に減額することができました。

本年度より高知県が事業者となっており、国、県の財政支援を見極めながら引き続き累積赤字の解消に取り組み、国保事業の健全化を図ってまいります。

次に、議案第 6 号、黒潮町行政組織条例の一部を改正する条例について説明させていただきます。

この条例の改正につきましては、これまで黒潮町の発展にご尽力をいただいております参事が 6 月末をもって総務省に帰任されることから、これまで参事が中心となって推進しておりました創生総合戦略を引き続いて推進する必要があるとともに、これまで総務課に設置されていた企画部門、地域振興部門の業務を積極的に推進することとし、新たに企画調整室を設置するための条例改正を行うものでございます。

次に、議案第 7 号、黒潮町税条例の一部を改正する条例について説明させていただきます。

この条例の改正につきましては、生産性向上特別措置法が施行されたことに伴い、固定資産税の課税標準額について黒潮町税条例の一部を改正するものでございます。

次に、議案第8号、黒潮町いじめ問題対策連絡協議会等設置条例の一部を改正する条例について説明させていただきます。

この条例の改正につきましては、3月議会に可決していただきました黒潮町行政組織条例の改正に伴い、調査委員会の庶務を住民課から地域住民課に改めるものでございます。

次に、議案第9号、黒潮町宮拳ノ川若者住宅の設置及び管理に関する条例の制定について説明させていただきます。

この条例の制定につきましては、現行の黒潮町宮拳ノ川特定優良賃貸住宅の設置及び管理に関する条例を廃止し、若者世帯用住宅として明確にするため、新たに黒潮町宮拳ノ川若者住宅の設置及び管理に関する条例を制定するものでございます。

次に、議案第10号、黒潮町宮川奨学資金基金条例の一部を改正する条例について説明させていただきます。

この条例の改正につきましては、同条例の条文を精査し、基金の運用および処分の文言の整理をするため条例改正を行うものでございます。

次に、議案第11号、平成30年度黒潮町一般会計補正予算について説明させていただきます。

この補正予算につきましては、既決の予算に歳入歳出それぞれ3億7,893万9,000円を追加し、歳入歳出総額を101億2,893万9,000円とするものでございます。

本年度当初予算につきましては、町長選挙を考慮し骨格予算としておりましたので、今回の補正予算は新規事業を含め政策的な肉付け予算となっております。

概要と致しましては、このあったかふれあいセンターにおいて医師による無料の個別健康相談を行う、小さな拠点医療等相談事業委託120万円、久保浦地区の水道未普及地域解消工事1,600万円、施設レモン産地化事業補助金209万円、万行第1、第2団地の建設に伴う公営住宅整備事業実施設計委託1,560万円、ならびに用地購入費1,120万円、漁業者の発案により、新しい漁法、漁具、漁場、および高付加価値化などへの取り組みを支援する新漁業等挑戦促進事業費補助金540万円、避難道整備工事1億8,400万円などを計上させていただいております。

この事業の財源はそれぞれ国、県の補助金などを活用し、一般財源分はまちづくり基金などの繰り入れによって対応、収支の調整は財政調整基金の繰り入れによって対応させていただいております。

最後に、議案第12号、黒潮町小型動力ポンプ積載車両購入（鈴分団）の物品売買契約の締結について説明させていただきます。

この物品売買につきましては、去る5月25日に指名競争入札を行い、落札業者が決定致しましたので、地方自治法第96号第1項第8号の規定により、動産の買入れについて物品売買契約を締結するため議会の議決を求めるものでございます。

契約の目的は、黒潮町小型動力ポンプ積載車両購入（鈴分団）でございます。

契約の方法は指名競争入札で、契約金額が1,031万4,000円、契約の相手方は高知市葛島4丁目2番29号、有限会社共栄防災設備、代表取締役、小松晃一でございます。

なお、入札の指名業者数は町外業者7社で、入札につきましても指名全業者の7社で行われました。

以上、説明となりますが、慎重なご審議の上、適切にご決定を賜りますよう、よろしくお願い致します。

議長（山崎正男君）

税務課長兼住民課長。

税務課長兼住民課長（尾崎憲二君）

おはようございます。

それでは、議案第5号の専決処分の承認を求めることについての補足説明をさせていただきます。議案書は、2ページおよび3ページをお開きください。また、黄色い表紙の平成30年度黒潮町国民健康保険事業特別会計補正予算書をご覧ください。

この予算書につきましては、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分を行いましたので、同条第3項の規定により報告するとともに議会の承認を求めるものです。

今回の補正予算は、歳入歳出予算の総額の変更はありませんが、歳出予算の内容について補正を行ったものです。

歳出について説明をさせていただきます。予算書の7ページをお開きください。

補正の内容につきましては、平成29年度国保会計決算見込みで、歳入合計21億8,166万2,567円に對しまして、歳出合計21億9,979万9,247円で、収支差引額1,813万6,680円の不足となりました。

地方自治法施行令第166条の2の規定により、この不足額を翌年度の財源から補てんするために、平成30年度の予算の歳出、6款1項1目、財政調整基金積立金1,813万7,000円を減額し、10款1項1目、前年度繰上充用金を同額の1,813万7,000円を増額するものです。

以上、議案第5号の補足説明を終わります。ご審議のほどよろしく申し上げます。

議長（山崎正男君）

総務課長。

総務課長（宮川茂俊君）

それでは、議案第6号、黒潮町行政組織条例の一部を改正する条例につきまして補足説明を行います。議案書は4ページに、条例案は5ページにあります。また、新旧対照表につきましては参考資料の1ページにありますので、ご参照をいただきたいと思います。

今回の条例改正の理由につきましては、これまで黒潮町の発展にご尽力をいただいております参事が、平成30年6月末をもって総務省に帰任されることから、参事が中心となって推進しておりました総合戦略を引き続いて推進する必要があることから、総務課に設置されておりました企画部門、地域振興部門の業務を推進することと併せて、新たに企画調整室を設置するための条例改正案となります。

新たに設置する企画調整室につきましては、総合戦略の推進を含め、政策の立案などの企画、地域振興を積極的に推進することを目的として設置するもので、併せまして、各課室の業務量のバランスおよび業務の適正化を図り、庁内全体の均衡を図ることを目的として新たに室を設置するものとなります。

新旧対照表を基に説明をさせていただきますので、参考資料1ページをお開きください。

1ページの第1条、課の設置におきまして、右側の改正案のとおり、イに企画調整室を追加する改正案となっており、併せまして、事務分掌を定めております第2条の中で、2ページからのク町行政の総合的な企画及び調整に関することから、シの指定統計に関することまでの業務を、3ページ上段におきまして、企画調整室に業務を移行するとともに、カとして地域振興に関することを追加する改正案となっております。

以上、誠に簡単ではありますが、議案第6号の補足説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願い致します。

議長（山崎正男君）

税務課長兼住民課長。

税務課長兼住民課長（尾崎憲二君）

それでは、議案第7号、黒潮町税条例の一部を改正する条例について補足説明をさせていただきます。議案書は、6ページおよび7ページをお開きください。

改正理由は、生産性向上特別措置法が平成30年6月6日から施行されたことに伴い、黒潮町税条例の一部を改正するものです。

改正内容は、租税特別措置法に規定する中小事業者等が、生産性向上特別措置法の施行の日から平成33年3月31日までの期間内に、同法に規定する認定先端設備等導入計画に従って取得した先端設備等に該当する一定の機械装置等について、新たに固定資産税が課せられることとなった年度から3年間、固定資産税の課税標準額を零とするものです。

この本条例で、固定資産税零の特例を措置した自治体におきましては、当該特例措置の対象となる事業者等について、ものづくり・サービス補助事業等が優先採択をされることとなります。

それでは、条文について参考資料の新旧対照表でご説明を致します。参考資料の4ページをご覧ください。

附則第10条の2に、新たに第20項法附則第15条第47項に規定する、市町村の条例で定める割合は零とする、を新たに追加するものです。

以上、議案第7号の補足説明を終わります。ご審議のほどよろしく申し上げます。

議長（山崎正男君）

地域住民課長。

地域住民課長（矢野雅彦君）

おはようございます。

それでは議案第8号、黒潮町いじめ問題対策連絡協議会等設置条例の一部を改正する条例についてご説明をさせていただきます。議案書は8ページ、9ページでございます。また、新旧対照表につきましては、参考資料の5ページでございます。併せてご参照をお願い致します。

参考資料5ページの新旧対照表により、ご説明をさせていただきます。参考資料の5ページをご覧ください。

5ページの第23条中、調査委員会の庶務を住民課から地域住民課に改めるものでございます。

この条例の改正につきましては、3月議会に可決していただきました黒潮町行政条例の改正に伴い、黒潮町いじめ問題対策連絡協議会等設置条例の一部を改正するものでございます。

本来、3月議会に同時提案するものでございましたが、遅くなり誠に申し上げます。今回、6月議会に提案させていただくことになり、おわび申し上げます。

以上で、議案第8号の補足説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願い致します。

議長（山崎正男君）

建設課長。

建設課長（森田貞男君）

それでは議案第9号、黒潮町営拳ノ川若者住宅の設置及び管理に関する条例の制定について補足説明を致します。議案書は10ページ、条例は11ページから16ページでございます。

11ページをお開きください。

この条例の制定につきましては、現在、拳ノ川若者世帯用住宅に適用しております、現行の黒潮町営拳ノ川特定優良賃貸住宅の設置及び管理に関する条例を廃止し、一部、入居の資格および家賃等について見直した上、若者世帯用住宅として明確にするため、新たに黒潮町営拳ノ川若者住宅の設置及び管理に関する条例を制定するものでございます。

当住宅の経緯につきましては、平成13年度に公営住宅法に基づかない町営若者世帯用住宅として4戸を、町

単独事業にて建設を致しました。これまで中堅所得者向けの特定優良賃貸住宅として管理をしておりましたが、現在、4戸のうち3戸が空き家となっている状況でございます。

空き家3戸の入居募集につきましては、随時募集を行っているところでございますが、現在も応募者がいない状況となっております。

この要因の一つとしましては、家賃が月額4万円と高いため申し込みができないとの声も多く寄せられており、建設当時とは状況が変化しているものと考えられ、今回、地域振興および若者定住のための住宅施策の一つとして、家賃の見直しも含めた条例の整理を行いました。

条例につきましては、住宅の名称を変更の上、第3条から第13条までの入居に関する事項、第14条から第20条までの家賃等、第21条から第28条までの入居者の順守事項等について、若者住宅の設置及び管理に関し必要な事項を、現行の黒潮町宮拳ノ川特定優良賃貸住宅の設置及び管理に関する条例を準用して定めていますが、11ページ、第5条の入居の資格においては、世帯主を45歳以下から、現在の晩婚化等を考慮しまして50歳以下に引き上げました。

また、13ページ、第14条の家賃においては、月額4万円から、現在、子育て世帯を中心とした定住促進住宅の利用料と同額の2万円に引き下げをしました。

16ページ、附則では、第1項に条例の施行期日を平成30年7月1日からとし、第2項には、黒潮町宮拳ノ川特定優良賃貸住宅の設置及び管理に関する条例の廃止、第3項および第4項目には経過措置を定めています。

以上で、議案第9号の補足説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願い致します。

議長（山崎正男君）

教育次長。

教育次長（藤本浩之君）

それでは議案第10号、黒潮町宮川奨学資金基金条例の一部を改正する条例について補足説明をさせていただきます。議案書は17ページでございます。参考資料は、6ページの新旧対照表をご覧ください。

当該条例の改正理由は、定期監査において監査委員から、同条例の第6条第1号の処分の解釈について正確に記するよう検討をすること、とのご指導をいただきました。

そのことについて検討の結果、同条例第5条の運用と第6条の処分の記載が正確ではなく、改正する必要があるという結果に至り、条文の整理をするものです。

条例の改正について、新旧対照表で説明を致します。参考資料の6ページをお開きください。

改正箇所はアンダーラインを引いている所となります。

最初に、第6条から説明を致します。

処分に関する第6条の第1号の、黒潮町宮川奨学資金貸与事業を廃止したときを、黒潮町宮川奨学資金貸与事業の財源に充てるときに改正することについて、検討の結果、処分とは、宮川奨学資金貸与事業特別会計に不足が生じたときに基金を取り崩すことであるという結論に達しましたので、改正することと致しました。

また、廃止をするときには、基金廃止条例を制定し行っておりますので当該基金条例の処分に当たらず、従いまして、現行の第6条第1号の条文を改正するものです。

次に、運用に関する第5条について、同条第1号の第1条の設置目的を達成する場合を削除し、同条第2号を第5条の本条文中に整理することについて、同条第1号の第1条の設置目的を達成する場合とは、黒潮町宮川奨学資金貸与事業を円滑かつ効率的に行うために基金の一部を取り崩すことを想定しており、これは運用ではなく、同条例第6条の処分に当たるため削除をするとともに、第5条第2号を第5条の本条文中に整理し、改正するものです。

以上で、議案第 10 号の補足説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願い致します。

議長（山崎正男君）

副町長。

副町長（松田春喜君）

それでは私の方から、議案第 11 号、平成 30 年度黒潮町一般会計補正予算につきまして補足説明を致します。予算書の 1 ページをお開きください。

一般会計補正予算第 1 号は、既決の予算に歳入歳出それぞれ 3 億 7,893 万 9,000 円を追加し、総額をそれぞれ 101 億 2,893 万 9,000 円とするものでございます。

本年度当初予算につきましては、町長選挙を考慮致しまして、義務的経費を中心に住民生活に直接かかわる福祉や教育、ならびに町道整備などの継続的事業や、国、県などの補助事業を計上し、骨格予算としておりました。よりまして、今回の補正予算につきましては、新規事業を含めまして政策的な肉付け予算となっております。

詳細につきまして、まず、歳出の次項別明細書から説明を致します。17 ページをお開きください。

主なものについて説明をさせていただきます。

まず、2 款 1 項 1 目、一般管理費、13 節委託料の個人情報取扱事務台帳整備業務委託 374 万 8,000 円と、特定個人情報の取扱状況点検業務委託 343 万 5,000 円の追加につきましては、個人情報を取り扱う事務に関する台帳整備、およびマイナンバーの定期的な点検、状況報告を行う必要があることから、その支援に関する経費を計上してございます。

ふるさと納税寄附拡大化支援委託 500 万円の追加につきましては、ウェブ広告の導入の経費を計上しているところでございます。

2 目人事管理費、13 節委託料の会計年度任用職員制度導入支援業務 237 万 6,000 円の追加につきましては、平成 32 年度より開始されます臨時、非常勤職員の新たな任用制度導入のための法令の改正などの委託経費となっております。

3 目財産管理、13 節委託料の旧佐賀保育所改修工事設計管理委託 194 万 4,000 円、および 15 節工事請負費の旧佐賀保育所改修工事 1,300 万円の追加につきましては、保育所の伊與喜地区への移転に伴いまして、あったかふれあいセンターや図書館、放課後子ども教室などの活用を行うための改修経費でございます。

15 節工事請負費の駐車場用地造成工事 100 万円の追加につきましては、災害に備えまして、し尿処理車両の駐車を高台にするための経費を計上してございます。

18 節備品購入費の公用車 738 万 2,000 円の追加につきましては、スクールバスの買い替えの経費となっております。

18 ページ。

6 目企画費、20 節貸付金の地域再生資金貸付金 400 万円の追加につきましては、黒潮町観光ネットワーク協議会の農山漁村滞在型旅行の推進を図るものでございます。

19 ページになります。

4 款 1 項 2 目、保健事業費、13 節委託料の小さな拠点医療等相談事業委託 120 万円の追加につきましては、あったかふれあいセンターにおきまして、医師による無料の個別健康相談を行う経費を計上してございます。病気の重症化を防ぐことを主目的にしておきまして、あったかふれあいセンターこぶしでは、診療所の委託医師としまして来ていただいております高知医療センターと幡多医師会の先生をお願いをしまして、4 月より既に開始をしております。

今後は、入野や北郷、佐賀地域のあったかふれあいセンターで行う予定としてございます。

6目環境衛生費、13節委託料の10万円と、15節工事請負費の太陽光発電設備是正工事費839万6,000円の追加につきましては、以前、全員協議会におきましても説明をさせていただきましたが、全国的な（会計）実地検査の指摘によります蓄電池の整備などを是正する経費を計上させていただきました。

また、水道未普及地域解消工事1,600万円の追加につきましては、久保浦地区を行うものでございます。

20ページになります。

7目診療所費、18節備品購入費の医療救護所備品268万3,000円の追加につきましては、拳ノ川診療所と伊与喜小学校にテントや発電機などを購入するものでございます。

続きまして、6款1項の21ページになります。3目農業振興費、19節負担金補助及び交付金の施設レモン産地化支援事業費補助金209万円の追加につきましては、比較的安定して高値で取引をされておりますグリーンレモンを黒潮町で産地化を図ろうとするもので、施設レモン栽培を新たに開始をしまして複合経営を実施、または施設レモンの規模拡大をすることで、農業所得向上を図る農業者に対しまして新たに交付要綱を定め補助するものでございます。

6目地域農業整備事業費、15節工事請負費の農地耕作条件改善事業工事1,700万円の追加につきましては、田野浦、出口地区、そして浮鞭地区の農道舗装を行うものでございます。

3項2目、水産業振興費、13節委託料1,070万円、そして17節の公有財産購入費400万円、そして22ページの22節補償補填及び賠償金の200万円の追加につきましては、田野浦地区漁業集落環境整備事業によりまして避難道と避難誘導灯の設置を計画しているところでございます。

戻りまして、21ページ。

19節負担金補助及び交付金の新漁業等挑戦促進事業補助金540万円の追加につきましては、漁業者の発案によりまして、新しい漁法、漁具、漁場、および高付加価値化や有益力の強化への取り組みを行うもので、漁業協同組合に対し支援するものでございます。

具体的には、新漁法等により必要な漁具などの装備のリース料に加えまして、試験操業に必要な燃料費や休業補償費、研修視察経費費用など、135万円を上限に補助を行うものとなっております。

22ページから23ページにかけて。

8款6項2目、住宅建設費の13節委託料の公営住宅整備事業実施設計委託1,560万円と、17節公有財産購入費の公営住宅等整備事業用地1,120万円の追加につきましては、万行第1、第2団地の建設に伴うものでございます。

また、公営住宅等再編計画事業委託400万円の追加につきましては、これからの黒潮町全体の公営住宅などの建設を進める上で基本となる計画を策定する業務委託となります。

続いて、9款1項4目、防災費、15節工事請負費の避難道等整備工事1億8,400万円の追加につきましては、町内全域の36路線を予定しているところでございます。

34.4メートルの津波想定が公表されまして、教職員の地域担当制によりまして各地区に入り、住民の皆さんと一緒に避難道の整備を進めてまいりました。その本数は、南海地震対策係を中心に193本となっております。国道に接する国土交通省が整備した避難道18本を合わせますと211本に及んでおります。

また、防災倉庫整備工事2,080万円は、16カ所の追加をするものでございます。防災倉庫につきましても、30年度で119基を整備することとなりました。これに避難タワー6基、新庁舎および佐賀保育所の移転によりまして、揺れたらすぐ逃げるとして取り組んでまいりました避難空間の整備につきましては、一定の終了を得たものと考えているところでございます。

10 款教育費です。24 ページとなります。

2 項 1 目、学校管理費、15 節工事請負費の小学校校舎空調整備工事 825 万 2,000 円の追加につきましては、拳ノ川小学校と伊与喜小学校の教室の空調設備を行うものでございます。

4 項 2 目、社会教育振興費、8 節報償費から 18 節備品購入費までの合計 112 万 4,000 円の追加につきましては、ふるさと黒潮町を知ることによりまして誇りに思うことができ、将来は黒潮町で暮らしたいという子どもを、また、ふるさと黒潮町に貢献したいという気持ちを持てる子どもをはぐくんでいくために、大方中学校では、黒潮町の良いところを集めたふるさと動画制作プログラムを計画しております。

佐賀中学校では、カツオを教材とした、たたき技術習得プログラムなどの経費を計上しているところでございます。

続きまして、歳入の説明をさせていただきます。13 ページの歳入の事項別明細書へお戻りください。

主なものにつきまして説明をさせていただきます。

まず、14 款国庫支出金、2 項 1 目の地方創生推進交付金の 60 万円につきましては、歳出のあつたかふれあいセンターにおきまして、医師による無料の個別健康相談を行う経費に対する交付金でございます。

6 目の住宅・建築物安全ストック形成事業費補助金 1,361 万 2,000 円につきましては、歳出の公営住宅建設の関連経費に対する補助金となっております。

次に、8 目の過疎地域等自立活性化推進交付金 947 万 5,000 円につきましては、ふるさと納税寄附金を獲得するための事業委託等の経費に充当するもので、補助率は 100 パーセントの交付金となっております。

続いて、15 款県支出金につきましては、説明欄の記載の事業に対する補助金を見込んでいるところでございます。

14 ページから 15 ページにかけての、18 款繰入金の 1 目財政調整基金繰入金 1,784 万 7,000 円につきましては、収支の調整を行うものでございます。

5 目の新しいまちづくり基金繰入金 1,718 万 8,000 円につきましては、公営住宅建設に関連する経費に対応するものでございます。

21 款町債につきましては 13 億 8,940 万円で、2 億 7,010 万円の増となっております。

事業名をそれぞれの説明欄に記載しておりますので、ご確認をいただければというふうに思います。

歳入の説明は以上で終わります。

9 ページへお戻りください。

第 2 表地方債補正でございます。この補正は、それぞれの事業債の限度額をそれぞれ調整致しまして、補正前の限度額 11 億 1,930 万円を補正後は 13 億 8,940 万円とするものでございまして、その他、起債の方法、利率は変更はございません。

なお、補正後の限度額は、先ほどの 15 ページの 21 款町債の計と同額となるものでございます。

以上で補足説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願い致します。

議長（山崎正男君）

情報防災課長。

情報防災課長（徳廣誠司君）

それでは議案第 12 号、黒潮町小型動力ポンプ積載車両購入（鈴分団）の物品売買契約の締結について補足説明をさせていただきます。議案書は 20 ページ、参考資料は 7 ページでございます。

参考資料の 7 ページをお開きください。

本契約に係る設計金額は 1,001 万 8,000 円で、落札価格は 955 万円、売買率は 95.33 パーセントとなっております。

ります。

この入札の指名業者は町外業者7社で、入札は指名全業者の7社により行われました。

この契約は黒潮町消防積載車年度別購入計画に基づきまして、鈴分団の小型動力ポンプ積載車を購入するものでございます。

仕様書は参考資料の8ページからとなりますので、ご確認をお願い致します。

購入計画では、車両におきまして基本的に購入後22年経過時に、小型ポンプについては不具合が生じた時点、もしくは車両と同様の22年経過時に購入となっております。

現車両は平成9年2月に購入しております。ポンプにつきましては平成27年度に購入していますので、正常に稼働していることから、今回は積載車のみの購入となっております。

以上、ご審議のほどよろしくお願い致します。

議長（山崎正男君）

これで、提案理由の説明を終わります。

この際、10時40分まで休憩します。

休 憩 10時 25分

再 開 10時 40分

議長（山崎正男君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

これから質疑を行います。

初めに、議案第5号、専決処分の承認を求めることについて（平成30年度黒潮町国民健康保険事業特別会計補正予算）の質疑はありませんか。

（なしの声あり）

質疑なしと認めます。

これで、議案第5号の質疑を終わります。

次に、議案第6号、黒潮町行政組織条例の一部を改正する条例についての質疑はありませんか。

中島君。

8番（中島一郎君）

2点について、ちょっと質問を致します。

この課の設置についてですが、これは第一次の中に、本庁および支所を排除し、次の課および室を置くという事で、課、室はどちらでもかまんと思いますが、この場合、室にしたという理由付けと。

それからもう一点、今回のこの事務配分見ますと、アからカがありまして、一番初めのアに町行政の総合的な企画及び調整に関する事ということになっておりますが、その部分を取って、多分企画調整室という名前にしたのではないかと推測をしたわけですが。

先ほど、総務課長の説明の中では、企画の政策決定というふうなお話もありました。そういうことをかながみて見ますと、やはり非常に室の名前にこだわるわけではないですけれども、もうちょっと排他的に。例えば企画政策室とか、それから、今回広報の部分も入っていますので企画広報室とか。それから、振興の分も入っておりますので企画振興室とか。そういう分を、執行機関会議等でいろいろ協議した結果がこのような形になったのかどうか。

その点についてお聞きを致します。

議長（山崎正男君）

副町長。

副町長（松田春喜君）

中島議員のご質問にお答えを致します。

まず、室にということでございますけれども、これまであった企画振興係をそのまま室ということでございますので、まず課で設置して、トータル的に政策的なことをやっていくよりも、室というふうなことでとらえて、町長なりの直轄的なことを進めていくということで室の設定をさせていただきました。

そして、政策的なこともあるので名前でございますが、実際には企画振興係を2つに分散してございます。付け加えたのは、地域振興につきまして加えた事柄でございますので、企画の部門に地域の振興を新たに加えて、そこを強化していくという意味合いが強でございます。

それと、もう一つが企画調整としたのは、企画調整室の方で政策的なことを主にやるのではなく、課の中で企画してきたものを調整する意味合いの方が大きいということで、企画調整室というふうにさせていただきました。

以上でございます。

議長（山崎正男君）

ほかに質疑はありませんか。

（なしの声あり）

質疑なしと認めます。

これで、議案第6号の質疑を終わります。

次に、議案第7号、黒潮町税条例の一部を改正する条例についての質疑はありませんか。

（なしの声あり）

質疑なしと認めます。

これで、議案第7号の質疑を終わります。

次に、議案第8号、黒潮町いじめ問題対策連絡協議会等設置条例の一部を改正する条例についての質疑はありませんか。

（なしの声あり）

質疑なしと認めます。

これで、議案第8号の質疑を終わります。

次に、議案第9号、黒潮町営拳ノ川若者住宅の設置及び管理に関する条例の制定についての質疑はありませんか。

小松君。

13番（小松孝年君）

この議案第9号については、特定優良賃貸住宅から若者住宅という名前に変更して、大変明確になって良いと思います。ほんで、年齢も上がって50歳になった、それから家賃も4万から2万に下げたということで、そのへんはすごいいいと思うんですけども、この条文の中でちょっと気になることがあって。

これはもう以前から同じような形でやってると思うんですけど、これを機会にちょっと言いたいんですけども、第20条の辺り、19、20条、住宅の修繕についてですけどね。

19条では、修繕は町の負担とするとして、軽微な修繕とか、敷金に相当するものはその限りでないということがあるんですけども。20条の所で、1番、使用料はいいです。修繕料ということで、電気、ガス、水道。それから、カッコ4の風呂、湯沸かし器、およびボイラーの修繕料は入居者の負担とかいうふうになってるん

ですけれども。大体住宅、まあ町営住宅全般にそうですけれども、どこからどこまでがその入居者負担というのが。というか、もうここに書いてるとおりやると、非常に入居者が困るときがあると思います。

どうしてもこんなボイラーとか湯沸かし器なんかは消耗品というか、大体5年から10年で駄目になってきます。その時期に入居したときに、そのボイラーが痛んだらそれ換えないかとか、ほとんど交換時期に来たときに換えないかになったら、入居したときにかなりの金額が要ったりします。

それから、また水道なんかの修繕なんかも経年劣化によるものとか、ボイラーも一緒ですけれども。例えば、使い方が悪くて過失によるものとか、そういったところによって起きた場合はやはり入居者の負担でも仕方ないんですけれども、やはり劣化とか、それからまあ言うたら耐用年数が来たとか、そういうときがあると思います。このままいくと、そういったときもその入った者が負担しなければならないということになると大変なことになります。すごい、せっかく若者住宅ということで子育て支援にもつながると思うんですけれども、逆にそういった負担が掛かってくると大変だと思います。

これはもう全般的にこの町営の住宅にはかかわることだと思いますので、そのへんの明確なところをもうちょっと検討してほしいと。これはもう、ここで変えれというわけにはいかないと思いますので、これからの検討事項にしてもらいたいんですけど。

質問としては、やはりその湯沸かし器、ボイラーなんか劣化したときなんか、やはりこれは20条にあるように入居者の負担にするかと。その点についてお伺い致します。

議長（山崎正男君）

建設課長。

建設課長（森田貞男君）

それでは、小松議員の質問にお答えを致します。

条文の第20条の修繕の関係でございますけど。これは町営住宅全般にもかかわることでございますけど、議員ご質問のとおり、その入居者の過失による場合、それについては当然修繕体制となるわけでございますけど、議員ご質問のとおり、その耐用年数の問題等も当然ございます。

ほんで、現在、担当課の方ではその付近の状況も踏まえて、どうしてもそういうことで劣化とか耐用年数で超えるものについては、町の方で修繕の方も取り換えとかもやっておりますので、状況に応じてということで。

ここに書いております義務というのは、当然、そういう使用者の過失等が重大なものについてはもう修理していただきますということで明記しております。

以上でございます。

議長（山崎正男君）

小松君。

13番（小松孝年君）

そのへんですね、割と行政職員は真面目で、若い人なんかが入ると分からずにですね、その条文のとおりに言って、言うたらそういう検討をせずに、ここは修繕ですよと言ってトラブルになる可能性もありますので、おいおいそういったところなんか過失によるものとか、そういうのを付け加えるような形にさせていただいて、当面の間はしっかりその係の者にそういったことをお伝えしておいてほしいと思います。

この議案についてはいいと思うんですけど、そういったところですね。これは全体的にかかわることですので、今後、検討の方をよろしく願いますということで質問を終わります。

議長（山崎正男君）

ほかに質疑はありませんか。

浅野君。

12 番（浅野修一君）

質疑といいますよりは確認の方になろうかと思いますが。

11 ページの方の第 5 条の部分ですが、その中にカッコ 1 の、ご夫婦の分と同等の方の入居ということだと思
うのですが。そのアとイの所に、世帯主が 50 歳以下ということ。それとイの方の、家に 15 歳以下の子どもが
同居というようなことをうたっておりますが。20 代、30 代の方も当然この範囲内には入るわけで、0 歳から 15
歳までの方がその中に入るとは思うんですが。

これ、超えた場合の対応はありますか。49 歳で入って 50 歳、51 歳を迎えたりとか、12 歳、13 歳で子どもさん
が 16 歳以上になった場合の対応について、ちょっと確認させてください。

議長（山崎正男君）

建設課長。

建設課長（森田貞男君）

それでは、浅野議員のご質問にお答えを致します。

第 5 条の入居の資格でございますけど、今回、世帯主の年齢を 50 歳以下に上げました。それから、15 歳以
下の子どもが同居している者ということで。これは、いずれかの条件を満たした者で結構でございますけど。

先ほど言われました該当しなくなった場合、いずれかに該当しなくなって 3 年以内に、この住宅を出ていた
だくようになります。

以上でございます。

議長（山崎正男君）

ほかに質疑はありませんか。

森君。

10 番（森 治史君）

今の答弁で、3 年以内ということが言われましたけど。

使用期間という所で、この 13 ページの 10 条の 2 項で、町長が別に認めたとか、町長が必要と認める場合に
は延長することができると思いますが、これは、このことが 3 年の延長ながでしょうか。

それとも、3 年過ぎても必要と認めたときには、年齢制限がありますのでね、60 も 70 までおれるとは思
いませんけど、3 年というように今言われましたんで。この 3 年という期限が、延長が使用期間の方の第 10 条の
中に当てはまるのか。それはまた別個に、町長が認めた場合には 5 年おれる場合もあるがでしょうか。それは
また違ってくると思いますので。

議長（山崎正男君）

建設課長。

建設課長（森田貞男君）

森議員のご質問にお答え致します。

この住所の使用期間といいますのは、若者住宅へ入居をした段階で、一応使用期間を町長が別に定めており
ます。その期間と、先ほど言いました一定年齢、該当しなくなった期間とはまた別でございます。

その 3 年といいますのはまた別で、施行規則の方で定めるようになっております。

以上でございます。

議長（山崎正男君）

ほかに質疑はありませんか。

ほかにありませんか。

(なしの声あり)

質疑なしと認めます。

これで、議案第9号の質疑を終わります。

次に、議案第10号、黒潮町宮川奨学資金基金条例の一部を改正する条例についての質疑はありませんか。

(なしの声あり)

質疑なしと認めます。

これで、議案第10号の質疑を終わります。

次に、議案第11号、平成30年度黒潮町一般会計補正予算については分割して行います。

初めに、歳入の全部の質疑はありませんか。

(なしの声あり)

質疑なしと認めます。

これで、歳入の質疑を終わります。

次に、歳出の質疑を行います。

初めに、歳出のうち、2款の質疑はありませんか。

宮地君。

9番(宮地葉子君)

2款の13節委託料の所ですが、個人情報に関して374万8,000円と343万5,000円の2点出てますけど、これはどのような会社に委託して、具体的にどのようなことをするのでしょうか。

もう少し詳しく説明をお願いします。

議長(山崎正男君)

総務課長。

総務課長(宮川茂俊君)

宮地議員の質問にお答えします。

どのような会社というご質問ですが、専門知識を有した業者ということになります。

どのような支援を求めるかという点でございますが。

最初の個人情報取扱事務台帳整備業務の委託につきましては、個人情報を取り扱う事務におきまして、どのような情報を収集しどのように取り扱っているかを記録した、個人情報取扱事務登録簿等を作成をするという事務で、専門知識を有する業者に作業を委託して支援を求めるものとなります。

2つ目の特定個人情報の取扱状況点検業務につきましては、国のガイドラインに沿った管理、チェック、定期的な報告等の義務もありますので、それらの業務に関しましてマイナンバーの厳格な管理、定期的な点検の監査を行う等の業務に関しまして、専門知識を持つる業者に支援を求めるものとなります。

以上でございます。

議長(山崎正男君)

宮地君。

9番(宮地葉子君)

その専門知識を持つる会社というのは県内ですか、県外ですか。

議長(山崎正男君)

総務課長。

総務課長（宮川茂俊君）

まだ契約等をしておりませんので明確な答弁はできませんが、県外業者が専門知識を有しておるといふふう
に考えています。

以上でございます。

議長（山崎正男君）

ほかに質疑は。

矢野君。

4 番（矢野昭三君）

今の宮地議員の所のその委託料の所ですが、委託の契約の中身いうものがペーパーで出てきてないもんで分
からんですが。

もしかしたら、あつてはならんけど、再委託ということまでは認めるわけではございませんらうね。

どうですか。

議長（山崎正男君）

総務課長。

総務課長（宮川茂俊君）

矢野議員の質問にお答えします。

いわゆる契約相手が専門知識を有しているということを考えておりますので、再委託というか下請けという
意味ととらえますと、それは今のところ考えておりません。

議長（山崎正男君）

ほかに質疑はありませんか。

藤本君。

3 番（藤本岩義君）

今の所ですが、これは専門の知識を持ってるとこへ委託ことはやむを得んと思いますが、ただ、この検査
ですよ。

前回は指摘さしてもらいましたけども、検査に至って、専門性があるからということで業者に委託するわけ
です。その検査に当たっては専門性以上の知識を持った人の検査が必要ではないかと思うんですが。情報の
漏れとか、そういうのがないようにするために。特に個人情報です。重要なことです。

そのためには、例えば国が指定というか認定した、その個人情報の検査する外部団体とかいう所と一緒に
なつてやっぱり検査しないとですね、どこにホールがあるか分からないという状態で、チェックシートで例えば
国に基準のはこれだけです。というて言われてもなかなか、その専門性がないと、逆にその検査そのものが分
からないのではないかと思うんですが。その付近の対応は検討してみるということでしたけども、今回はこれも
踏まえてされておるのでしょうか。

それから、もう 1 点は、その下の段の人事管理の委託料ですが、これをもう少し詳しく教えていただきたい
です。

議長（山崎正男君）

総務課長。

総務課長（宮川茂俊君）

藤本議員の質問にお答えします。

まず、委託内容の検査の体制ですが、基本的な考え方としまして、委託の相手先と協働して点検業務などを

行うようなことを考えておりますので、外部団体への検査については現段階では考えておりません。

次に、会計年度任用職員制度の導入の支援の業務委託につきましては、会計年度任用職員の制度の導入によりまして、地方公共団体はこれまでの臨時、非常勤職員の制度の運用を抜本的に見直す必要がありますことから、会計年度職員制度につきまして専門的な知識を持っている業者に委託をするものです。

基本的な業務につきましては、まず、会計年度任用職員の制度導入に絡みまして、関係する例規集の整備。どこまで影響があるのかとかいうところまで調査をしていただきまして、改正の草案の作成であったり、事前の勉強会の実施であったりを計画をしております。

以上でございます。

議長（山崎正男君）

藤本君。

3番（藤本岩義君）

最初の部分については、個人情報の分については、その委託業者と一緒に検査するという雰囲気だと思うんですが、委託業者の検査をするので、やっぱり別の所じゃないと検査にならないと思うんです。

それと、前も言いよったようにその付近が大事であって、検査をきちんとしないと、国の年金のがでしかね、いつの間にか中国のどっかへ委託されて情報が流れたということもありますし。その付近はほんとにチェックのできる体制というのを、そういうチェック機関の、逆に言うたら委託の委託になるかも分かんませんが、そこがないとなかなか手に負えんがじゃないかなと心配しゆうがです。

特にマイナンバーとかそういうのも入ってきて、戸籍らも含めて個人情報が、最たるものが電子化されて、一瞬のうちに流れてしまう可能性としては非常に高いわけです。ほとんどが、機械そのものよりも人間のヒューマンエラーの方が多いんです。そこを、検査の補助といいますか、そういうところをやっぱり今後はしていかないかんがじゃないかなと。特に個人情報を扱う分については特に大事だろうと思ってますので、もう一度、その付近の今後の見通しも含めて教えていただきたいんですが。

それから、次に聞いた人事関係の方であれば、これ、本来は人事のその人を雇用するとか、1年間の臨時さんとか、そういう部分のがについてはせめて人事の係もおりますので、そこでこれくらいはできないかなあというのが。もう何でもかんでも全部委託にしていったら、町村の業務なくなるんじゃないかと思ひようがです。

まあ条例規則のことが入ってますので、今は整理中ですので、その付近もある程度必要かも分かんませんが。本来は、ほかのことじゃなくて職員の人事のことですので、それぐらいはやっぱり町独自でやってほしいという願ひもありますので。

その付近の検討もされたのか、お伺いします。

議長（山崎正男君）

総務課長。

総務課長（宮川茂俊君）

まず、少し整理をさせていただきたいと思ひます。

業務の委託に関しましては、上段のものが取り扱い事務の台帳整備。それと、下段のものがマイナンバーの取り扱い点検業務の委託となっております。

先ほど答弁させていただきましたことを再度答弁させていただきますと、それらの業務に関しまして委託業者と協働して作業をして取り決めていくということを考えております。従いまして、協働してというのは作業を協働して行って、適正なものを作っていくということになります。

ご質問の、外部団体への、その検査につきましては現在のところ考えておりませんが、専門業者ですので

下請け等については契約時に確認をして、適正に執行するように努めていきたいと思えます。

続きまして、会計年度任用職員の委託に関してですが。この会計年度の任用職員の制度につきましては、関係する例規集とかのチェックであったりがかなり事務的にも多量になるというふうに考えております。また、専門的な知識も必要でして、なかなか国から制度の概要は流れてきますが詳細が流れてこないため、専門的に取り扱っている業者の支援を得て実施したいというふうに考えております。

以上でございます。

議長（山崎正男君）

ほかに質疑はありませんか。

中島君。

8 番（中島一郎君）

18 ページの臨時貸付金 400 万円について質問致します。

これは地域再生資金貸付金ということで、町内の地域振興に民間事業所が寄与するということで、それを支援する貸し付けになっておりまして大変有効な部分であります。

副町長の説明によりますと、黒潮町観光ネットワークに 400 万貸し付けるということですが。これは事業内容が、観光地および法人等との事業の業務委託とか事業実施によって、その部分が契約されたのでこの事業が成り立つわけですが、この事業の内容ですね。今回、黒潮観光ネットワークが目指すところの事業の内容と。

そして、この金額が 400 万。これは事業費の満額の 400 万なのか。

それから、今回このお金を借って返す時期が、ページの 15 に年度内に返すように 400 万計上されていますが。本来、一括償還で 1 年以内ということになっておりますので、例えば 7 月 1 日に返せば来年度の 6 月 30 日までという理屈になると思いますが、この形でいけば、7 月 1 日で貸し付けたものが来年度の 3 月 30 日に償還になりますので、9 カ月の中で事業をして精算をしていくというのは若干無理があるのではないかと、そういうふうに自分は考えるわけですが。

その 3 点についてお聞き致します。

議長（山崎正男君）

総務課長。

総務課長（宮川茂俊君）

中島議員の質問にお答えします。

まず、事業の内容ですが、農泊事業の、農水省の事業で農村や漁村に体験と宿泊をすることを受け入れを行い、滞在期間を延ばす事業を行うという事業になります。

その事業を、黒潮町観光ネットワーク、事務局は NPO 法人の砂浜美術館が行っておりますが、その農泊推進事業に対しまして資金の貸し付けを行うもので、事業が完了し貸付先に補助金等が入ってきた段階で返還をされるものというふうに考えております。

事業費につきましては、今、概算で約 390 万円ほどで、約 400 万ということで予算計上をさせていただいております。

以上でございます。

議長（山崎正男君）

ほかに質疑はありませんか。

（なしの声あり）

質疑なしと認めます。

次に、歳出のうち、3 款の質疑はありませんか。

森君。

10 番（森 治史君）

ちょっと詳しくお聞きしたいんですけど。

3 款の 6 目、町民館運営費ですけど、この中に公有財産、佐賀地区の方でございまして、購入費が挙がっておりますが。

その佐賀にあります町民館の敷地というのは町のものでなくて、借地の部分が今までお借りちよった分があつて、それを買うのでしょうか。それとも、新たにどこか必要があつて買い求めになるか。

恐らく、今の佐賀地区の町民館の敷地というのは町有財産だという解釈をしておりますが、そのへんを、明確な答弁をお願いします。

それと、もう 1 点。3 項の児童福祉総務費の方ですが、内容がちょっと分かりづらいんですけど。

13 節委託料で、委託料、子ども子育て支援事業計画策定業務ニーズ調査委託となっております。

（議長から「森君、児童福祉の方は」との発言あり）

違うと思います。これは、福祉の方は。〈聴き取り不能〉

これ、分かりにくいときがあるがよ。福祉の方と。

分かりました。ほんならそのことはのきます。

議長（山崎正男君）

地域住民課長。

地域住民課長（矢野雅彦君）

森議員のご質問にお答えさせていただきます。

佐賀町民館の敷地につきましては、町の分もございまして町以外の方の分もございまして、その部分につきまして、今回予算計上させていただいたところでございます。

以上でございます。

議長（山崎正男君）

ほかに質疑はありませんか。

（なしの声あり）

質疑なしと認めます。

次に、歳出のうち、4 款の質疑はありませんか。

（なしの声あり）

質疑なしと認めます。

次に、歳出のうち、5 款の質疑はありませんか。

（なしの声あり）

質疑なしと認めます。

次に、歳出のうち、6 款の質疑はありませんか。

浅野君。

12 番（浅野修一君）

先ほどは失礼しました。ちょっと飛んだ所を見よりまして、申し訳ございません。

6 款農林水産業費の、20 ページですか、それか 19 ページに、20 ページ、21 ページ、22 ページと一応わたっておるわけですが。

その中で6款の3項2目の水産業振興費の中で、19節の方にはこの、後継者不足であるとかそういったことへの対応に関して新規漁業就業者支援であるとか新漁業等挑戦促進であるとか、遊漁船等振興事業であるとか、そういった新しく就業される方への支援の予算が今回出ているわけですが。

自分気になっておるのは、漁港に燃料タンクの方が、未設置の漁港の方が大部分になっておるわけでございまして。

この新規の漁業に対する町の対応いいですか、これは佐賀漁港および入野漁港を指したもののみを指したもののなのか。それ確認したいと思います。

議長（山崎正男君）

海洋森林課長。

海洋森林課長（今西文明君）

それでは、浅野議員の質問にお答え致します。

21 ページの 19 節に係ってるのは全町域にわたっての漁業者に対する支援制度でございますので、佐賀とか入野に係ることではございません。

ここでは想定される細目の事業費については、漁港別の事業費を計上しているところでございます。

議長（山崎正男君）

浅野君。

12 番（浅野修一君）

今のところに関連いいですか、同じ質問になろうと思いますけど。

タンクの運営費というふうなことは今回挙がってきてないわけですが、新規事業を行うにしましてもですね、鈴であるとか上川口、伊田、それぞれ、田野浦もそうですが、小さいいいですか昔ながらの漁港もあるわけですが。そういった所、どうも県の方もやはり海沿いのそういったタンクはもう撤去ということで、なくなっているのが現状だと思います。

新規を広めようということのを推し進めるのであれば、やはり地下埋設の、津波にも対応できるような、そういった対応もぜひ必要ではないかと思えます。それでないと、ほかの小さいいいですか、田野浦、上川口、伊田、鈴とか、そういった所ですぐに沖へ出れるというふうな対応が不可能やと思えますので。何かの一つの対策として、ガソリンスタンドさんのタンクローリーでの対応をされるというふうなお話もお伺いはしてはしますが、それでは間に合わなくてですね。それこそ新規の、今言うようにそろそろと思われる方、いないんじゃないかと自分の方は思うのですが。

そのタンク設置について、県の方に働き掛けるというふうな予定はございませんか。

議長（山崎正男君）

町長。

町長（大西勝也君）

町の直営で設置しなさい、というご趣旨ではないと思えます。

で、現行どおりにいきますと、当然漁協ですので漁協の経営判断がまずあって、漁協が設置という方向性、あるいは今設置しているのを例えば地下埋設にするというようなことがあれば、自分たちの方も補助金支出ということでお手伝いができるんですけども、何分、経営判断の主体が自分たちが主体ではなくて、主体は別にありまして。かつ、その経営判断によっては組合の皆さまへの負担金増加と、こういうことにもなりますので、軽々に自分たちがどこそこに設置を、経営判断の主体に向けて要望しますというのは、ちょっと答弁しづらいところですよ。

議長（山崎正男君）

ほかに質疑はありませんか。

森君。

10 番（森 治史君）

すいません、ちょっとお聞きさせてください。お尋ね致します。

21 ページになりますが、その中で今回、田野浦地区で漁業集落環境整備事業に基づいていろいろと取り組まれています。

この中の 17 節の公有財産購入費とか 13 の委託料の方の測量等が挙がっておりまして、また 22 ページの方では、工事に起因する補償というようなものが上がってきておりますが、この財産購入のところでちょっとお伺い致します。

今、田野浦にできております避難集会所の前から、新しく下の町道へ向けての道路がつくという予定で、2 年ぐらい前に下の土地の所有者の方に、職員さんの努力によって何とか、1 年、2 年かかりましたけど、分けてもらえるような話が付いております。そうすると、もうこの土地購入がそれのがかなと。

それのときの説明では、ここに付ける道は田野浦の方の漁業集落環境整備圏のこれでやりますと。その道がつかない場合には、計画的に後々の、田野浦集落のこの漁業集落の整理事業の取り付けが難しくなるということで、かなり職員さんが骨を折られたと思います。その当時、1 年ぐらい前に地権者からは承諾の判をもらっておると思いますが、あまり長引くと地権者の方も嫌になると思いますが、今回のこの財産購入はその土地の購入に当たるのでしょうか。

そのところを、ちょっとお願い致します。

議長（山崎正男君）

海洋森林課長。

海洋森林課長（今西文明君）

まず、事業の組み立てなんです。いわゆる事業費が決まって、それに基づきまして測量設計を開始します。測量設計の中で、具体的な用地、補償物件の確定を行います。それに伴いまして、その土地の価格を土地鑑とって決めていきます。で、その予算の中でその土地を買っていると。登記しているというのが筋ですから、これは想定事業費の中で今年度すべてできるとはまだ不明瞭なところがございますが、できるだけ早期に着手できるように用地買収をしていきたいという考えの下でこれ、予算計上しております。

以上です。

議長（山崎正男君）

森君。

10 番（森 治史君）

ちょっと、今の説明のようにね、どうしても土地の鑑定も要るでしょうけど、それは分かります。それから、設計も要ると思います。

ただ、2 年前に町の職員さんが踏ん張っていろいろと、何回も話し合いに行って、何とかそこが譲ってもらえるようになった土地ながです。そこが私としては、その土地の買収なんかも含まれておるのかということをお聞きしたつもりです。

本年度、その新しくできるその町道と、新しくできた避難集会所の間を連結する道のがではないがやったら、ないというように言うてもらうた方がはっきりすると思います。それで地権者の方がどうこうということはないと思いますので。もう承諾の判は押しちょうと思っております。その計画があまり長引くと、あんまり何回も

話し合いしてよね、やっとな承諾してくれた地権者に対して非常に気の毒な思いがするのですが、そのへんのところでお伺いしております。

はっきり言えないものなら仕方がないですけど、その計画がこの中の予算の中に含まれておるかどうかいふことだけお示し願えんでしょうか。それが分かるんでしたら。で、ないんだつたらないでいいです。

議長（山崎正男君）

海洋森林課長。

海洋森林課長（今西文明君）

これまで地権者の皆さんと事前協議をさせていただいて、それにその土地についてご理解いただいて、当然今年、今年度の予算の中で、その土地も含めて工事をさせていただきたいというふうを考えております。

以上です。

議長（山崎正男君）

ほかに質疑はありませんか。

（なしの声あり）

質疑なしと認めます。

次に、歳出のうち、7 款の質疑はありませんか。

（なしの声あり）

質疑なしと認めます。

次に、歳出のうち、8 款の質疑はありませんか。

小松君。

13 番（小松孝年君）

8 款ですね。

（議長から「8 款」との発言あり）

17 節公有財産購入費が出ておりますけども、これ、万行の団地の移転の土地だと思うんですけど、これほどこのことを指して。

議長（山崎正男君）

まちづくり課長。

まちづくり課長（金子 伸君）

小松議員のご質問にお答えします。

ここ、本庁舎西側の公営住宅建設予定地の土地でございます。

議長（山崎正男君）

小松君。

13 番（小松孝年君）

この予定地は、ひょっと町の土地じゃないんですか。今まで町が持ってる土地だと思ってたんですけども、別個に購入、まだされてないところなんですかね。

議長（山崎正男君）

まちづくり課長。

まちづくり課長（金子 伸君）

小松議員の再質問にお答えします。

ここ、新庁舎の用地取得に当たりまして、先ほど申しました西側公営住宅用地も平成 27 年度に、収用法、5,000

万の控除の関係もございまして一括で購入をしておりました。

そのときの購入を土地開発基金で購入をしておりまして、今年度から社総金交付金事業で住宅関連の要望を行っており内示を受けております。その関係で、その基金へ支払うための予算措置とさせていただいております。

議長（山崎正男君）

ほかに質疑はありませんか。

（なしの声あり）

質疑なしと認めます。

次に、歳出のうち、9 款の質疑はありませんか。

矢野君。

4 番（矢野昭三君）

工事請負費ですが、これ、やはり施工場所ですね。場所、位置。

それから、まあ言ったら事業量が分かる資料をですね、ちょっと目に見える形で頂きたいのですが、これ、中身は一通り毎回言っていたきたいんですけど。すぐ忘れますので、覚えちようときに資料を頂きたいですが。

議長、その資料の方はよろしくお願いします。

で、まあ一回説明してください。この予算の中身、工事費。

議長（山崎正男君）

情報防災課長。

情報防災課長（徳廣誠司君）

矢野議員の質問にお答え致します。

工事費の内容として、避難道整備工事、防災倉庫整備工事を、この予算で挙げさせてもらっています。

本年度、避難道整備工事に関しましては 36 路線、また、防災倉庫の整備工事に関しては 16 の個所を予定しております。

以上でございます。

議長（山崎正男君）

資料については、担当課長、構いませんか。

（情報防災課長から「はい」との発言あり）

そしたら、資料は後日お願いします。

（情報防災課長から「はい」との発言あり）

ほかに質疑はありませんか。

（なしの声あり）

質疑なしと認めます。

次に、歳出のうち、10 款の質疑はありませんか。

（なしの声あり）

質疑なしと認めます。

これで、歳出の質疑を終わります。

次に、地方債補正についての質疑はありませんか。

（なしの声あり）

質疑なしと認めます。

これで、議案第 11 号の質疑を終わります。

次に、議案第 12 号、黒潮町小型動力ポンプ積載車両購入（鈴分団）の物品売買契約の締結についての質疑はありませんか。

（なしの声あり）

質疑なしと認めます。

これで、議案第 12 号の質疑を終わります。

これで、質疑を終わります。

ただ今、議題となっております議案第 5 号から議案第 12 号までは、お手元にお配りしております委員会付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託します。

以上で、本日の日程はすべて終了しました。

本日はこれで散会します。

散会時間 11 時 28 分